

大東市保育士就職支援補助金に関するQ&A（案）

No.	項目	質問	回答
1	全体	「大東市保育士就職支援補助金」とは何ですか。	保育士等の確保および定着を目的とした補助金です。大東市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所で新たに雇用され、保育業務に従事する1か月120時間以上勤務する職員に対し、月額2万円の補助金を交付します。
2		実施期間はいつまでですか。	令和7年4月1日～令和9年3月31日までの採用者が対象となり、令和7年4月～令和11年3月が交付対象期間です。最大で36カ月間交付します。（36カ月間×2万円/月＝最大72万円）
3	対象者	保育士（有資格）のみが対象ですか。	保育士、幼稚園教諭、看護師のいずれかの資格を所有している人が対象となります。
4		公立保育所や認可外保育施設の保育士・幼稚園教諭・看護師は対象となりますか。	対象外です。
5		保育士資格のある園長・副園長・主任保育士は対象となりますか。	本補助金は保育業務に従事する人を対象としているため、園長は対象外ですが、副園長・主任保育士は対象となります。
6		派遣職員は対象となりますか。	対象外です。
7		外国籍の職員も対象となりますか。	対象となります。
8		常勤職員だけではなく非常勤職員も対象ですか。	非常勤職員であっても、1か月120時間以上の勤務を要する者として雇用されている場合は対象となります。

No.	項目	質問	回答
9		対象者の要件は何ですか。	次の(1)～(5)のすべてを満たしていることが要件です。 (1)令和7年4月1日以降に法人等に直接雇用され、保育業務に従事する人 (2)1か月につき120時間以上の勤務を要するとして雇用されている人 (3)補助金を受けようとする各年度の末日（3月31日）まで継続して勤務した人 (4)過去に別の施設に勤務している際に大東市保育士就職支援補助金の交付を受けたことがない人 (5)補助金交付対象期間が経過した後も継続して勤務する意思がある人
10	対象者	大東市の住民であることは要件ですか。	大東市の住民であることは要件としていませんので、市外在住の方も対象となります。
11		令和7年4月1日に非常勤職員として月120時間未満の勤務条件で採用されましたが、その後雇用契約の条件を変更し月120時間以上の勤務を満たす常勤職員になりました。対象となりますか。	月120時間以上の勤務を満たす勤務が開始された日から交付対象となります。
12		令和7年4月1日に常勤職員で新規採用された後、パートの非常勤職員になった場合は対象となりますか。	非常勤職員になっても月120時間以上の勤務があれば引き続き対象です。
13		令和9年3月1日に新規雇用されましたが、補助金はいくらもらえますか。	補助対象者の条件を満たしている状態で令和11年3月末まで継続勤務した場合、令和9年3月～令和11年3月の25カ月分が支給されます。
14		令和7年4月1日より無資格として市内民間保育施設で勤務しており、その後保育士資格を取得し、常勤職員として引き続き同じ施設で継続して勤務することになりました。その場合は対象となりますか。	保育士資格を取得した日より補助対象となります。

No.	項目	質問	回答
15	対象者	新規採用後に休職し、その後復帰した場合も対象となりますか。	休職期間が30日間を超える場合は補助金が一時停止となりますが、休職直前まで交付要件を満たしていた方が、同じ施設で（同一法人で市内の対象施設への異動含む）月120時間以上の勤務をする保育士等として復職した場合、交付が再開されます。補助金の交付期間は、休職前の期間を含め最大36カ月間です。 <u>ただし、復職時に本制度が終了していた場合は、その限りではありません。</u>
16		補助金交付の対象期間に、A園を年度途中で退職し、その後にB園で勤務した場合はどうなりますか（A園、B園ともに市内の民間保育施設であるが運営法人が異なる）	B園において本FAQの問9の要件に該当する場合、B園での勤務実績に合わせて補助金が交付されます。（A園は年度途中で退職しているため、対象期間には含まれません）
17		同法人内で他市から市内での保育施設間の異動がありました。大東市での勤務は初めてです。この場合は対象となりますか。	市内保育施設での勤務を開始した日から対象となります。
18		同法人内で市内から他市への保育施設間の異動がありました。この場合は対象として継続しますか。	継続とはならないため、大東市内の保育施設での勤務状況等が交付の要件を満たしていた場合、その期間の補助金を交付します。
19		同法人内で市内から市内の保育施設間の異動がありました。この場合は対象として継続しますか。	継続して対象となります。2施設合わせて最大で36か月分が交付されます。
20		4月1日に常勤職員として採用されましたが、2か月で退職しました。この場合は対象者となりますか。	交付対象となる年度の末日（3月31日）まで継続して勤務することが交付の要件ですので、対象とはなりません。
21		令和7年4月1日以前に就職しました。補助金の対象になりますか。	令和7年4月1日以降の採用者が対象ですので、対象とはなりません。

No.	項目	質問	回答
22		市内民間保育施設で勤務し、退職して2年後の令和7年4月1日に同じ保育施設に雇用されました。補助金の対象になりますか。	対象となります。
23		市内民間保育施設であるC園に3年間勤めた後に退職し、別の法人が運営する保育施設D園に令和7年12月に就職しました。C園では補助金はもらっていませんでした。D園では補助金の対象となりますか。	C園では当該補助金の交付を受けていないため、D園で雇用された日から対象となります。
24	補助金の 支払	補助金を受け取るためにはどうすればいいですか。	年度末まで継続して勤務した方に対し、勤務している施設を通じて「交付申込書兼請求書」を配布しますので、ご提出ください。
25		補助金は市から直接交付されますか。	市からご本人が指定する口座に直接振り込まれます。
26		いつ振り込まれますか。	3月31日まで継続勤務したことを確認した後、5月中旬までに振り込みます。
27	その他	他の支援制度（大阪府の貸し付け制度など）と併用することはできますか。	本市の補助金の交付要件を満たしていれば、交付対象となります。
28	その他	課税対象となりますか。	補助金は「雑所得」に該当し、課税対象となりますので確定申告が必要です。詳細についてはお近くの税務署にご相談ください。なお、本市では補助金の交付の際、所得税の源泉徴収を行いません。